

# 愛川町子ども読書活動推進計画

～子どもの読書活動推進に向けての取り組み方針～

平成19年5月

愛川町教育委員会

# も く じ

## 第1章 計画策定の背景 . . . . . 1

### 1. 子どもの読書活動の意義

### 2. 国の動向

### 3. 県の動向

## 第2章 計画の基本的な考え方 . . . . . 2

### 1. 計画の目的

### 2. 計画の期間

## 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策 . . . 4

### 1. 家庭・地域における読書活動の推進

#### (1) 家庭での取り組み

#### (2) 地域児童館・公民館での取り組み

### 2. 町図書館における子どもの読書活動の推進

### 3. 保育園・幼稚園・学校における読書活動の推進

#### (1) 保育園・幼稚園での取り組み

#### (2) 学校での取り組み

#### (3) 学校図書館における取り組み

### 4. 読書・読み聞かせボランティアの活動支援

## 第1章 計画策定の背景

### 1. 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び感性を磨き表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。読書は、言葉を通して他者を理解し、自己を表現する能力を養う行為です。これにより、子どもたちに考える力や豊かな情操を育み、幅広い知識の習得、人間関係の基礎の形成をしていきます。また、子どもたちが主体的に変化の激しい現代社会に対応し適応していくための生きる力として必要な、自ら課題を捉え、考え判断しそれを表現する資質や能力も育みます。

このように読書の果たす役割は極めて重要であり、子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、家庭・地域・学校を通じて様々な方々と連携し積極的に子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

### 2. 国の動向

○平成11年8月

- ・国会の衆参両院において平成12年を「子ども読書年」とすることを決議する。

○平成12年5月

- ・国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」を開館する。

○平成13年12月

- ・子ども読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行される。
- ・同法により国と地方公共団体は子ども読書活動の推進に関する計画を策定・公表することが定められる。
- ・4月23日を「子ども読書の日」とすることが定められる。

○平成14年8月

- ・「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定する。

○平成15年度

- ・学校図書館法が改正され、12学級以上のすべての学校に司書教諭の配置が義務付けられる。

### 3. 県の動向

○平成15年6月

- ・「神奈川県子ども読書活動推進会議」を立ち上げる。

○平成15年12月

- ・「神奈川県子ども読書200選」の選定に取り組む。

○平成16年1月

- ・「かながわ読書のススメ」  
～神奈川県子ども読書活動推進計画～を作成する。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の目的

愛川町では、「ひかり、みどり、ゆとり、ふるさと愛川」の実現をめざし、第4次愛川町総合計画「ゆめ愛川 2010」を策定し、現在その後期基本計画が進行中です。その中には、分野別計画の第4部として、「豊かな人間性を育む文化のまちづくり」とあり、「生涯を通じて学ぶ体制づくり」や「活発で個性豊かな文化づくり」、「人権の尊重と平等のまちづくり」について、様々な施策が掲げられています。

教育委員会では、そうした町の方針や昨今の教育をとりまく様々な現状や時代の要請等を踏まえ、一人ひとりに豊かな人生を実現するための『生きる力』を育むため、「教育の理念」や「めざす人間像」を示した愛川町教育基本方針を定めています。

さらに、本町の教育の根底を成し、教育の基盤となる考え方、特色をとりまとめたものとして、「愛川町『人づくり』基本構想」があります。

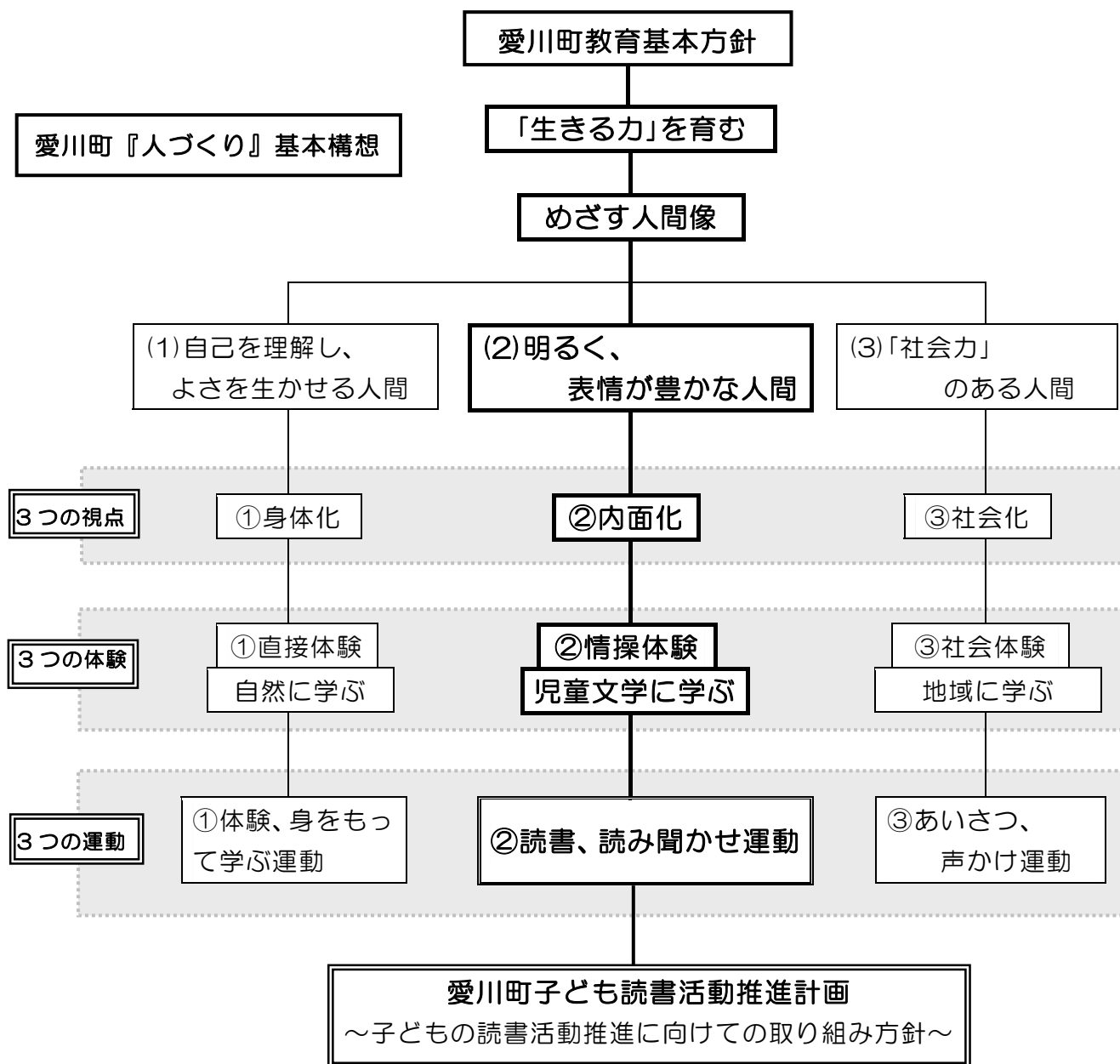
その中には、「生きる力」を育み、「めざす人間像」に迫るために①身体化②内面化③社会化という3つの視点を定め、これを具現化する手立てとして、それぞれ①直接体験②情操体験③社会体験という3つの体験活動に焦点化しています。

この中で、視点②の内面化については、個々の体験を自己統合させ、人間として深めていく営みとしてとらえ、それは、豊かな情操体験を通して、人間の「こころ」という大きな内的世界に奥行きと広がりをもたせようとするものです。

そして、その拠り所の一つとして「児童文学」があると考え、「読書、読み聞かせ運動」として積極的に推進しています。

こうしたことから、心の世界に深まりと広がりを育む、豊かな情緒体験として、子どもの読書活動を積極的に普及させていくため、これまでの活動を基盤として家庭や地域、学校や図書館・公民館等様々なところですべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ読書環境の整備と更なる充実を図っていくことをめざす上での具体的な方針を定めます。

《体系図》



2. 計画の期間 平成19年度から5年間

## 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

### 1. 家庭・地域における読書活動の推進

#### (1) 家庭での取り組み

家庭における読書は、身近にいる大人の生きた言葉によって、言葉を育て、未知のものに対する興味や関心を育てることにつながり、子どもの読書習慣の基礎を身につけるために大切なことです。

特に、乳幼児への読み聞かせは、子どもの「ことば」への興味と関心を育てるために大変重要であると同時に、親と子のコミュニケーションの場としても大切な意味を持っています。

近年、家庭での親子のふれあいの重要性が見直されてきてはいますが、親の価値観や生活習慣の違いから、必ずしも読書しやすい環境が整えられてはいない現状があります。

愛川町では、県の子ども読書活動推進モデル地区の指定を受け、平成16年度から3年間、子どもの読書活動推進に取り組み、子どもの読書活動の大切さについて意見交換をしたり、読書ボランティア活動のピーアール、啓発パンフレットの作成等を行ってまいりました。今後とも、保護者の理解を深めるための啓発や支援に努め、家庭における子どもたちの読書環境の充実を支援します。

#### 《具体的な取り組み》

##### ○家庭における子どもの読書活動の推進に対する支援

- ・ 幼稚園・保育園等での絵本の貸し出し
- ・ 読み聞かせに適した、おすすめ本リストの発行
- ・ 図書館等における、紹介コーナーの設置
- ・ ブックスタート<sup>※1</sup>事業の実施
- ・ 広報「あいかわ」での啓発記事の掲載、イベントや研修会・講演会・講座等の情報提供
- ・ 乳幼児学級等における、子どもの読書活動の大切さに関する講座の開催
- ・ 4月23日「子ども読書の日」<sup>※2</sup>における、関連事業の実施

---

#### ※1 ブックスタート (Bookstart)

1992年に、イギリスのバーミンガムにおいて始まった運動で、主に新生児とその親と一緒に絵本等を読むことにより、親子関係や新生児教育に役立てようとするものです。

保健所や保健センターの乳幼児健診の際に、おすすめの絵本などを入れたブックスタートパックを手渡す方法が一般的です。

#### ※2 4月23日は「子ども読書の日」

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められたもので、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものです。

## (2) 公民館・かわせみ広場・放課後児童クラブでの取り組み

公民館(レディースプラザ・ラビンプラザ)、かわせみ広場、放課後児童クラブ等の子ども関連施設や育児サークルにおいて、お話を開催するなどして、子どもが本と接する機会を提供し、読書の楽しみを知る機会を数多く作ります。

### ≪具体的な取り組み≫

#### ○公民館図書室の充実

- ・公民館(ラビンプラザ・レディースプラザ)図書室の充実を図り、身近な施設における、読書の機会の拡充を図ります。

#### ○図書コーナー等の設置や充実

- ・かわせみ広場・放課後児童クラブへの図書館の本の貸し出し等により、図書コーナーを設置します。

#### ○ボランティアサークルとの連携

- ・公民館(ラビンプラザ・レディースプラザ)、かわせみ広場、放課後児童クラブ等の子ども関連施設や育児サークルの活動場所での、ボランティアサークルによるお話し会・講習会等の開催。

## 2. 町図書館における子どもの読書活動の推進

読書活動推進の最も中心的な拠点として、子どもたちに限らず、誰もが気軽に自らの意志に応じて読書活動に親しむことができる場としてより多くの方に、図書館に足を運んでいただけるよう、魅力的な資料の収集やお話し会等のイベントの工夫を図ります。

子どもたちが、本を自由に選択し、読書の楽しさやよこびを知るような環境を整備する他、県立図書館等との連携により、より豊かな読書環境を提供すると同時に、保護者に対しても、子どもに与えたい本の選択・相談に対する体制の整備をまいります。

また、学校や読書ボランティアサークルとの連携を強化し、環境整備に努めます。

### ≪具体的な取り組み≫

#### ○誰もが気軽に読書活動に親しむことができる環境づくり

- ・小・中学生向けに図書館利用案内を配布し、利用およびマナーの向上を図ります。
- ・年齢に応じた児童向け図書を整備します。
- ・ヤングアダルトコーナー<sup>※3</sup>を設置し、特に中・高生への普及を図ります。

---

### ※3 図書館におけるヤングアダルト

主に小学校高学年から高校生を対象とした、ライトノベルやジュブナイルを図書館学的に「ヤング・アダルトノベル」(単に「ヤングアダルト」とも)と言うことがあり、児童と成人の中間に位置し、独特の配慮を要する利用者層として、公共図書館等でコーナーを設置する例が多く見られます。

**ライトノベル** (和製英語: **Light Novel**)

主に中高生を対象とし、漫画やアニメ風のイラストを用いた娯楽小説。

**ジュブナイル**

本来の意味は少年期。児童文学の意味で使われていたが、本来の児童文学よりはやや年齢が高い中高生を主に読者対象としているSFやミステリーのようなジャンル小説等の作品

- ・選書の際に、小・中学校の学校図書館部会の意見や子どもたちからの購入希望リクエストを積極的に取り入れます。
- ・保育園、幼稚園、小・中学校、ボランティア団体等への長期団体貸出を行います。
- ・図書館を利用しにくい地域の子どもたちにも等しく読書の機会を提供するため、公民館(ラビンプラザ・レディースプラザ)の図書室の充実を図るとともに、従来どおり、借り受け・返却サービスを行います。また、中・高生等の遅い下校時間に合わせ、図書館の開館時間延長を本格実施します。
- ・障害のある子どもたちが読書の楽しさと出会う機会を得るために、関係諸機関と連携し、様々な障害の程度や内容に応じた子ども向け点字図書や録音図書等の収集や施設への団体貸し出しを行います。
- ・外国の絵本や外国語に翻訳された日本の絵本等の収集や外国人向け図書館利用案内・イベントのポスター・ちらし等を作成します。

○情報提供サービス等を充実させることにより、読書活動を支援します。

- ・推薦図書などの啓発リーフレットを作成し、配布します。
- ・図書館ホームページを活用して、子ども向けの図書情報を提供します。
- ・「広報あいかわ」または、図書館報での情報提供およびピーアールを行います。
- ・「子ども読書週間」※<sup>4</sup>(4/23～5/12)に、読書啓発イベントを開催し、市民の関心と理解を深めることに努めます。

○多様なニーズに対応し、図書館の機能を高めます。

- ・子どもたちの多様で幅広いニーズに対応するため、蔵書の充実に努めます。
- ・総合的な学習の時間等での調べ学習等に役立つ資料の収集に努めます。
- ・レファレンスサービス※<sup>5</sup>機能の充実のために、研修会などへの参加を通して職員の資質の向上を図ります。
- ・県立の図書館や市町村立図書館等の資料を利用するために、「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム(KL-NET)」※<sup>6</sup>を活用します。
- ・蔵書データを整備し、予約システムの充実を図るとともに、学校図書館とのオンライン化(学校図書館資源共有ネットワーク)についても研究してまいります。

#### ※<sup>4</sup> 子どもの読書週間(4月23日～5月12日)

昭和34(1959)年にはじまった、「こどもの読書週間」は、子どもたちに、本を紹介したり、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身につけさせる好機です。また、大人にとっては、こどもの読書の大切さや、よい本や雑誌を与えるということについて考える機会でもあります。

4月から5月にかけては、「国際子どもの本の日(4月2日)」・「子ども読書の日(4月23日)」・「サン・ジョルディの日(4月23日)」などの記念日も多く、関連イベント等が各地で開催されています。

#### ※<sup>5</sup> レファレンスサービス

図書館の職員が、利用者のみなさんから質問や相談を受けて、学習・調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すためのお手伝いをします。

#### ※<sup>6</sup> 神奈川県図書館情報ネットワーク・システム(KL-NET)

県立2図書館(県立図書館・川崎図書館)が共同で構築し、県内の各種図書館の連携・協力のもとに運用しているシステムで、町図書館に必要な資料がない場合でも、インターネットを利用して各館の蔵書を横断的に検索・予約し、町図書館での借りうけること等、様々なサービスを受けることができます。

○学校や読書・読み聞かせボランティアサークルとの連携

- ・読書普及懇話会、読書・読み聞かせボランティアサークル連絡会等を開催し、情報交換等を行うことで、効果的な子どもの読書活動推進を図ります。

### 3. 保育園・幼稚園・学校における読書活動の推進

#### (1) 保育園・幼稚園での取り組み

幼児期は、読書の導入的指導の時期で、保育士や教員による読み聞かせ等を通して、豊かな言葉が心の中に取り込まれ、健やかな心が育まれます。こうしたことから、子どもたちが、本の世界の素晴らしさを味わうことができるような取り組みや、環境の整備が望まれます。

##### ≪具体的な取り組み≫

##### ○読書に親しめる環境の整備

- ・図書コーナー、絵本コーナーの設置および充実。
- ・日常の読み聞かせ活動の他、読書ボランティアとの連携による、お話会等の開催。
- ・子どもたちの絵本への興味が高まるよう、職員の研修の機会を活用した、意識の高揚や指導力の向上。

##### ○保護者に対する啓発活動

- ・園だより等により、推薦図書の紹介等の情報提供。
- ・本に親しむ機会の提供および、幼児期の読書活動の重要性についての、保護者への啓発。
- ・家庭での読み聞かせを推進するための、絵本の貸し出し。

#### (2) 学校での取り組み

学校は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成推進に大きな役割を持っています。こうしたことから、学級や教科の指導における計画的な読書活動の指導が望まれます。

また、教師自身が、読書への関心を高め、読書する姿を見せ、自らの感動体験を語ることで子どもたちの読書の世界を開く大きなきっかけともなります。

##### ≪具体的な取り組み≫

##### ○読書に親しむ雰囲気作り

- ・学校全体が読書に親しむ雰囲気となるよう、朝の読書活動の取り組みや読書ボランティアとの連携による、積極的な推進活動の展開。
- ・障害のある子どもや外国籍の子どもたちが読書に親しむことができるような、実態に即した読書指導の展開。
- ・長期休業に向けて、読書の啓発や推薦図書の紹介。

##### ○児童・生徒会や図書委員会活動の取り組みの充実

- ・図書委員会だよりや校内放送等の活用による、おすすめ本の紹介。

- ・コンクールやお話会等の啓発イベントの開催。
- ・児童・生徒によるボランティア体験の実践。

#### ○保護者に対する啓発活動

- ・学校・学年・学級だより、PTA活動やPTA広報等による啓発。
- ・保護者を対象とした、読書・読み聞かせ体験講座等の開催。

### (3) 学校図書館における取り組み

学校図書館は、学校の教育活動全般を支えるものとして、また、児童生徒の望ましい読書習慣の形成および、創造力の育成、学習に対する興味・関心を喚起する上で、重要な役割を果たすものです。また、高度に情報化した社会に対応していくために、情報を収集、選択、活用する能力を養う場としても重要です。

これからの学校教育においては学校図書館に関わる業務や指導等について、司書教諭、図書館担当者、学校図書館指導員を中心に全ての教職員が学校図書館の役割や意義について十分に理解し、運営に積極的に関わることが望まれます。様々な教科を担当する教師が、それぞれの立場で多角的に運営に関わることが極めて重要です。

#### 《具体的な取り組み》

##### ○学校図書館の機能の充実

- ・学習情報センターとして
  - \*様々な情報ソフトの収集、整理方法・配架等の工夫。
  - \*情報機器の導入による、ニューメディアへの対応。
  - \*他校や町図書館との連携による多様なニーズへの対応。
- ・読書センターとして
  - \*児童生徒の読書傾向の把握につとめ、発達段階に即した、知的な刺激を与えられるような魅力ある図書資料の収集。
  - \*学校における心のオアシスとして読書を愉しむ場となるような、人的、物的な環境の整備。
- ・学校図書館だより等による、児童・生徒に対する啓発活動。

##### ○学校図書館利用指導

- ・図書館利用指導に関する年間計画に沿った、規則やマナー・検索の仕方等の活用に関する基礎的・基本的能力の育成および、児童生徒の主体的・自治的な図書委員会活動の支援。

##### ○施設および環境の整備

- ・「学校図書館図書標準」に基づく、蔵書の充実。
- ・図書の分類や配架の工夫、本の紹介コーナーの設置。
- ・司書教諭や学校図書館指導員の効率的な配置および活用による、子どもたちにとって魅力のある図書館づくり。

- ・町図書館との連携に加えて、学校間の相互利用や、休業中の開館等についての研究。

#### 4. 読書・読み聞かせボランティアの活動支援

愛川町では、子どもたちへの読み聞かせ、お話会の開催、図書の録音、文庫の開設等を行っている「読書・読み聞かせボランティアサークル」があります。ボランティアによる取り組みが子どもたちと本との出会いを支援する活動として、これまでも大きな役割を担っていることから、今後とも各機関・施設との連携強化を図り、活動を支援することにより、子どもの読書活動の推進に努めます。また、研修講座等により、活動の活性化を支援します。

##### 《具体的な取り組み》

- ・学校や図書館、公民館におけるお話会、イベントの開催。
- ・学校の授業における協力者（ゲストティーチャー）受け入れの拡充。
- ・子育て支援センターとの連携による、乳幼児やその保護者を対象としたお話会等の開催。
- ・ボランティア間のより一層の連携強化を図ると同時に、研修講座の開催や活動のピーアール等、技術向上や活動の拡大に向けた取り組みへの支援。

## 関連施設等一覧

### ●愛川町教育委員会生涯学習課

- 所在地 愛川町角田251番地1
- 問い合わせ先 046-285-6959

### ●愛川町文化会館（図書館）

- 所在地 愛川町角田250番地の1
- 利用時間 午前9時30分～午後6時00分
- 休館日 毎週火曜日（祝日は翌日）・年末年始（12月29日から1月3日まで）・月1回の館内整理日 \*詳しくは、図書館カレンダーをご参照ください。
- 問い合わせ先 電話 046-285-6963

### ●中津公民館《レディースプラザ》

- 所在地 愛川町中津293番地の3
- 利用時間 図書室の利用時間は、午前9時から午後10時まで。ただし、図書の貸出・返却は、午後7時まで。
- 休館日 毎月最終火曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始（12月29日から1月3日まで）なお、必要に応じて休館することがあります。
- 問い合わせ先 中津公民館（レディースプラザ）事務室  
電話 046-285-1600

### ●半原公民館《ラビンプラザ》

- 所在地 愛川町半原4343番地の3
- 利用時間 図書室の利用時間は、午前9時から午後10時まで。ただし、図書の貸出・返却は、午後7時まで。
- 休館日 毎週火曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始（12月29日から1月3日まで）。なお、必要に応じて休館することがあります。
- 問い合わせ先 半原公民館（ラビンプラザ）事務室  
電話 046-281-0177

### ●愛川町ホームページ <http://www.town.aikawa.kanagawa.jp>

### ●県立の図書館

#### ○神奈川県立図書館

- 所在地 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2
- 問い合わせ先 電話 045-263-5900（代表）  
FAX 045-241-0985

○神奈川県立川崎図書館

■所在地 川崎市川崎区富士見2-1-4

■問い合わせ先 電話 044-233-4537 (代)

資料相談044-233-4530 (3階カウンター)

FAX 044-210-1146

付属資料

■子どもの読書活動推進に関する法律

平成13年12月12日公布

基本理念：『子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。』

■愛川町教育基本方針より

○教育の理念

- ・人間とは「豊かな感性」「理性」「たぐいまれな創造力」に恵まれ、可能性を内に秘めた優れた資質と能力の持ち主です。
- ・人間の持つ可能性を、最大限に伸ばし、育むために人間と人間、人間と自然、人間と社会との関わりを通して日々くり返し営まれるものが教育の営みです。

○めざす人間像

自己を理解し、良さをいかせる人間

明るく、表情が豊かな人間

『社会力』のある人間

■愛川町『人づくり』基本構想－「生きる力」を育むために－より

内面化→ {「情操体験」→「児童文学」に学ぶ}

－(略)－

この内的世界に、情操体験を通して奥行きと広がりを培うことが重要である。

さらに、「情操体験」から「児童文学」へと踏み込んだとらえ方をしたが、これは、「児童文学」の世界が、正邪美醜・思慮・思いやり・痛み・信頼・自己葛藤・誘惑・裏切り・愛憎などといった人間の生き方のあらゆる要素を内包しつつ、物語として展開する中で、人間いかに生きるべきかについて極めて多くのことを示唆していると思うからである。そして、何よりも「児童文学」は、空想の世界・夢の世界であり、無限にそうぞう（創造・想像）を膨らませられる世界でもある。

## ■小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）（抜粋）

### 第1章 総則

#### 第3 総合的な学習の時間の取扱い

6(4)学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用について工夫すること。

#### 第5 指導計画の作成等に配慮すべき事項

2(9)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語

#### 第3 指導計画の作成と各学校にわたる内容の取扱い

1(6)読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。

### 第4章 特別活動

#### 第2 内容

##### A学級活動

(2) 日常の生活や学習への適応および健康や安全に関すること。  
希望や目標を持って生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、学校給食と望ましい食習慣の形成など

## ■中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）（抜粋）

### 第1章 総則

#### 第4 総合的な学習の時間の取扱い

6(4)学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用について工夫すること。

#### 第6 指導改革の作成に当たって配慮すべき事項

2(10)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

### 第2章

#### 第1節 国語

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(4)ア目的や意図に応じて的確に読み取る能力や読書に親しむ態度を育てるようにすること。その際、広く言語文化についての関心を深めるようにしたり、日常生活における読書活動が活発に行われるようにしたりすること。

## 第6節 美術

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校図書館等における観賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

## 第4章 特別活動

### 第2 内容

#### A 学級活動

(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。

学ぶことの意義の理解、自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用、選択教科等の適切な選択、進路適正の吟味と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の形成、主体的な進路の選択と将来設計など

## ■高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）（抜粋）

### 第1章 総則

#### 第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5(9) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

### 第2章

#### 第1節

#### 第2

#### 款

#### 第3 国語総合

##### 3 内容の取扱い

(4) ウ読書力を伸ばし、読書の習慣を養うこと。

#### 第4 現代文

##### 3 内容の取扱い

(2) 生徒の読書意欲を喚起し、読書力を高めるよう配慮するものとする。

### 第4章 特別活動

#### 第2 内容

#### A ホームルーム活動

(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること。

学ぶことの意義の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用、教科・科目の適切な選択、進路適正の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計など

愛川町子ども読書活動推進計画

～子どもの読書活動推進に向けての取り組み方針～

平成19年5月

愛川町教育委員会

事務局：生涯学習課

愛川町角田251番地1

046-285-6959